

国立大学法人東京農工大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則                      (事務)                      第25条 各委員会及び相談室に関する事務は、<u>総務部人事課及び学務部学生総合支援課</u>において処理する。</p>	<p>本則                      (事務)                      第25条 各委員会及び相談室に関する事務は、<u>人事課及び学務課</u>において処理する。</p>	

附 則 (平成31年4月1日規程第19号)  
 この規程は、平成31年4月1日から施行する。